

障第146号
令和7年4月25日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

中核機能強化(事業所)加算における地域の障害児に対する支援体制の状況及び
中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況の作成・公表について

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり送付されましたので、お知らせしま
す。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		